

## 都市ブランド教育委員会記録(No.12)

1 日 時 令和7年10月16日(木)  
午前10時11分 開会  
午前11時45分 閉会

2 場 所 第4委員会室

### 3 出席委員(10人)

委員長	高橋 都	副委員長	小宮 けい子
委員	宮崎 吉輝	委員	吉田 幸正
委員	立山 幸子	委員	岡本 義之
委員	山田 大輔	委員	宇土 浩一郎
委員	本田 一郎	委員	有田 絵里

### 4 欠席委員(0人)

### 5 出席説明員

都市ブランド創造局長	小笠原 圭子	にぎわい担当理事	森川 洋一
総務文化部長	小田 聡	文化企画課長	楠本 祐子
スポーツ部長	山根 英明	アーバンスポーツ担当課長	大下 義邦
科学館普及課長	大谷 法之	教 育 長	太田 清治
教 育 次 長	大庭 千枝	教育相談・特別支援教育担当部長	田尾 弘
指導企画課長	海老 洋太	部活動地域展開担当課長	竹中 雅則

外 関係職員

### 6 事務局職員

委員会担当係長	廣門 実知江	委員係長	伊藤 大志
---------	--------	------	-------

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	発言の訂正について	宮崎吉輝委員から10月6日の委員会における発言の訂正の申出があり、委員長において許可したことを報告した。
2	陳情第56号 北九州市の文化財保護行政の是正を求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
3	行政視察について	行政視察の事前研修のため、本市での取組等について別添資料のとおり説明を受けた。

## 8 会議の経過

(陳情第56号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長（高橋都君） それでは、開会いたします。

初めに、発言の訂正について報告します。

宮崎委員から、10月6日の当委員会における発言の一部について訂正の申出がありましたので、委員長においてこれを許可いたしました。

以上、報告いたします。

本日は、陳情の審査を行った後、所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第56号、北九州市の文化財保護行政の是正を求める陳情についてを議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。文化企画課長。

○文化企画課長 陳情第56号、北九州市の文化財保護行政の是正を求める陳情について御説明いたします。

門司港地域複合公共施設の整備事業に伴い発掘されました旧門司駅関連遺構の出土に関しましては、専門家や市民の皆様などから多くの御意見、御要望をいただいております。こうした御意見のうち、遺構を現地に保存してほしいという御要望に対しましては、施設と遺構の共存案や個別の建て替え案など、様々な観点から検討を行ったものです。しかしながら、集約対象となっております施設は老朽化が進んでおりまして、また、代替地もないというような中、市としては総合的に判断をし、本事業を予定どおり現地で進めるという決断に至ったものでございます。そのため、旧門司駅関連遺構に関しましては、丁寧に発掘調査を行い、記録として保存することといたしました。さらには、一部は現地保存するとともに、切り出した遺構の一部は複合公共施設内での展示活用を予定しております。

また、北九州市文化財保護審議会は文化財の市の指定の際に教育委員会の諮問に応じて開催、

審議することとなっております。旧門司駅関連遺構に関しましては市の文化財に指定するものではないことから、文化財保護審議会を開催していないものでございます。このように文化財保護審議会につきましてはこれまで適切に対応しております。これからも引き続き適正に対応してまいりたいと考えております。

なお、今後、文化財保存活用地域計画の策定に当たりましては、北九州市の歴史や文化の特性を踏まえた計画となるよう取り組むとともに、文化財保護審議会や市民の皆様など様々な御意見をお聞きしながら策定作業を進めてまいります。

最後に、陳情書に文化財保護審議会の懇談を招集したのは都市戦略局であるとの御説明がありましたけども、そちらは誤りでございまして、正しくは都市ブランド創造局が主催したものでございます。説明は以上でございます。

**○委員長（高橋都君）** それでは、ただいまの説明に対して質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

質問、意見はありませんか。宇土委員。

**○委員（宇土浩一郎君）** おはようございます。宇土浩一郎です。

この遺構に関して、国と県と何回協議をしたか教えてください。

**○委員長（高橋都君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** すいません。回数というのは今手持ちの資料がございませんのはっきりとは分かりませんが、県とは数回、文化庁に訪問したのは1回であったと記憶しております。以上でございます。

**○委員長（高橋都君）** 宇土委員。

**○委員（宇土浩一郎君）** その記録というか、その協議した内容は録音か何か記録は残っているんですか。

**○委員長（高橋都君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** 県との協議につきましては、これまでも市の内部では顔をそろえまして毎回協議をしておりますので、特段議事には残しておりませんし、録音もございません。また、文化庁の訪問に関しましても、録音はございませんけども、こちら出張という形で訪問をしておりますので、そうした際の復命書等の議事は残しているところでございます。以上でございます。

**○委員長（高橋都君）** 宇土委員。

**○委員（宇土浩一郎君）** 今、資料をつけてもらったんですけども、こんな資料があるのは御存じでしたか。

**○委員長（高橋都君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** すみません。資料を我々はいたできておりませんので、どんなものがお配りされているかというのをちょっと分かりかねるんですが。以上でございます。

○委員長（高橋都君）宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）知らないってことですよね、要は。

○委員長（高橋都君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長 すいません。その審議に当たりまして、今お配りされている資料というものを執行部として受け取っておきませんので、どのようなものが皆さんの手元にあるのか承知していないということでございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君）宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）市としては、こういう資料は作っているんですかね、こういう資料。

○委員長（高橋都君）文化企画課長。

○文化企画課長 県との協議録というのは作っておりませんが、文化庁との協議での協議録は作っております。今議員がお手元のものが何かというのが分かりませんが、基本的には協議録は作っておりません。以上でございます。

○委員長（高橋都君）宇土委員、今その資料は執行部には配っていないので、その資料のことに対しては質問はできないかなと思います。宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）黒塗りになっているんですけど、これは都合が悪いから黒塗りにしているんですか。

○委員長（高橋都君）文化企画課長。

○文化企画課長 すいません。その資料が手元にございませんで、どれをお指しか、我々はちょっと判断がつかねます。以上でございます。

○委員長（高橋都君）宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）記録が残っていないと、県と国とのその協議の記録を残していないって言いましたけれども、やはりそういう記録を残すべきだと思うし、その価値づけしなくて複合公共施設を造ったという、この遺構というのは本当に世界の遺産になるぐらいのものだったのを壊したという大事なことだと思うんですよ。だから、国の宝を残していくためには、そういう議論をいろいろして話して行って、今陳情に来られた方の意見なども全部聞いてしていかないといけない。聞いていたら、何かそこしかもう建てる場所がないからそこに建てたような、私はその話なんかという思いで今聞いていたんですけど、もうちょっと考えて今からしてほしいなと思います。要望です。以上です。

○委員長（高橋都君）ほかに意見、質問はありませんか。

ここで副委員長と交代いたします。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）先ほど口頭陳情でもありましたように、資料といろいろ言っていますが、お手元がないのでそのことはちょっと分からないかなと思いますけど、先ほど口頭陳情の中に

もあつたかなと思うんですけど、これまでに県と文化庁との協議を重ねてきたということですよ。その中で、私たちの手元にあるのが、情報公開して、県との協議の文書と文化庁の文書ですね、文化庁との協議した文書が手元にあるということで、それで質問したような状況だと思えます。

その中で書かれていることなんですけども、先ほどの口頭陳情にもありました、県が市の文化財保護審議会の意見をしっかり踏まえて調査、保存をすることを求めているということも県の報告書にはあります。そして、文化庁のこの文書の中にも、有識者の意見をしっかりと聞く機会を設けないのかということが書かれております。それで、以前から御質問しているのは、文化財保護審議会が2年間開かれていないということがこの陳情の中にも大きくうたわれているかと思うんですね。それで、しっかりとこれまでに開かなかったこと、そして、とうとう開かずに、専門家の意見を聞かなかったということなんですけども、なぜ市はその意見を聞いて、そういう会を開いたり、専門家の意見を聞かなかったのか、まずそれについてお答えいただけますか。

**○副委員長（小宮けい子君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** 文化財保護審議会につきましては諮問事項がなかったために開催をしておりませんが、専門家から、文化財保護審議会の委員の方には、現地も専門の方に見ていただきまして、その場で意見をいただいております。恐らく陳情の中にありました2024年1月の県のコメントというのは、その際の意見をしっかりと踏まえるというような御意見だったと考えております。

また、審議会は開催しておりませんが、我々は懇談という形で審議会の皆さんにお声かけをして懇談を開いて、そちらの意見というのはしっかり受け止めておりますし、そうした意見に関しましても開発部局とも共有をさせていただいているところでございますので、そうしたところでございます。以上でございます。

**○副委員長（小宮けい子君）** 高橋委員。

**○委員（高橋都君）** 今回の陳情というのは、文化財保護審議会の在り方を問うていると思うんですね。せっかくこの北九州市に文化財保護審議会があるのに開かずに、開く必要がないという、専門家の意見は聞くということでほかの専門家の意見を聞いたとか、また当時の視察の際に意見を聞いたということなんですけども、きちんと会議を開いて、やはり意見を聞く必要があつたかと思うんですね。結局、市の指定をする必要がないからということ。今私たちが言っているのは、先ほどの文書にもありました、副市長が今回の調査のことについて、今回の調査をするということは価値づけの調査につながるということで、指定につながるためのプロセスの一步だということを言われている。だから、指定することにならない。なったら、この複合公共施設が建てられなくなるということをもうここで言っているわけですよ。ですから、開発を優先するために、この指定につながるような会議を開かないということになるのではない

かと思うんですけど、その点についてどうお考えですか。

**○副委員長（小宮けい子君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** 今回の整備事業につきましては、総合的に勘案した結果、現地で整備を進めると決まったことでございます。先ほどから価値づけのお話が出ておりますけれども、価値づけというのがなかなか言葉上難しいものでして、価値を認めていないということではなく、価値づけというその指定の際のプロセスの一つは踏んでないというようなところでございます。我々、しっかり調査もしまして、現地保存も一部ですけれどもできる場所はしております。また、切り出しての展示、今後につないでいきたいと思っております。ですから、価値づけをしないので価値を認めていないということではないと思っておりますし、整備事業につきましては総合的に判断した結果というところであると考えております。以上でございます。

**○副委員長（小宮けい子君）** 高橋委員。

**○委員（高橋都君）** 価値を認めていないことではないという今御意見、お答えをいただいたんですけど、認めていないというのは、ちゃんとそれをどこかで精査する必要があるし、決めないといけないと思うんですね。ですから、そのためには、やっぱりちゃんとそういうプロセスを踏まないといけないと思うんですね。当局だけでこれはもう価値づけをしないということ結論づけていいのか。していないとは言わないとは言いたけれども、結局はそれは壊されてしまったという結果につながると思うんですけども。やはりきちんとその精査をするためにも会議を開いてやるということが重要かと思うんですけども、ただその当局だけの判断でそれを開かない、そしてするためのそのプロセスを踏まないということは大きな間違いかと思うんですけども、どうですかね、その辺について。

**○副委員長（小宮けい子君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** 価値づけを判断するとかそういったことを文化財保護審議会の中でのものではないと思っております。文化財保護審議会というのは、先ほども申しましたように、市の指定の際に諮問しまして調査、審議等をしていただくというような流れになっておりますので、今回についてはそこはやっていないというようなところでございます。発掘の調査につきましては、しっかり検証して報告書にもまとめる予定にしておりますので、そちらの報告についてはしばしお時間をいただきたいと考えております。以上でございます。

**○副委員長（小宮けい子君）** 高橋委員。

**○委員（高橋都君）** 今回、条例改正によって文化財の保存活用の地域計画ということが出来る、するためにも文化財保護審議会の位置づけができましたね、今回。また、今回、こういった建議もできるようになりました。今後これがまた改められて、しっかりと意見を聞く機会、これをしっかりとその在り方というのも検討していただきたいということを私は強く求めたいと思います。これは要望とさせていただきます。今回のことを、陳情の中にもありましたように、文化財保護行政のためにも、やはりこの位置づけというのが重要なと思います。

それともう一つ要望したいのは、今回の取壊しに至ったまでの教育委員会と北九州市の文化財保護審議会における検証とかそういったことをする予定があるのかどうか、お尋ねします。

○副委員長（小宮けい子君）文化企画課長。

○文化企画課長 いわゆる検証というのは特段予定をしておりません。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）門司駅の関連遺構の展示方策検討懇話会、これが今開かれているかなと思います。そこでいろいろ今後の展示の仕方とかというのがあるかなと思うんですけども、そういったところに今度の審議会の皆さんの意見というのはその懇話会の後にそれがかけられるようになるのでしょうか。

○副委員長（小宮けい子君）文化企画課長。

○文化企画課長 そちらの懇話会は複合公共施設の中にどのように展示をして見せていくかというような懇話会ですので、その御意見を文化財保護審議会で審議するというような予定はございません。ただ、その懇話会の中に、全員ではないですけども、審議会のメンバーも入っていらっしゃるというのは事実でございます。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）記録保存をするということで北九州市は決定をしたわけですから、今後この懇話会でもそれが議論がされるのかなと思うんですけど、もう3回で議論、この懇話会というのは終わるんですか。

○副委員長（小宮けい子君）文化企画課長。

○文化企画課長 今まで2回開催しておりまして、3回で終了の予定となっております。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員長（高橋都君）せっかくこういったすばらしい遺構が出てきたんですけども、世界からもいろんな専門家の方たちが世界遺産級だとかというような意見まで出ているんですけども、それが壊されて、結局は記録だけになったということです。そして、この懇話会でその展示方策を今から検討するということになっていくかなと思います。ですから、そういう意味でこれがどれだけのものだったのか、それがしっかりと展示されるということが重要なと思います。もう壊されてしまいましたからね。一部しか残っていないということです。

それで、10月1日の市政だよりに市長のメッセージがありますよね。市長が、この北九州市の中で日本という国の歴史と繁栄を支えてきた門司港、この土地が持つ魅力の奥深さは多くの人を引きつけてやみませんということが書かれております。今後、この北九州市門司港にはまだまだ無限の可能性がある、皆さんに見てもらいたい、来てもらいたいということを書かれております。新たな歴史のページを開く門司港のこれからを一緒に楽しみましょうということだったんですが、せっかく出たこれまでの歴史、新たな歴史はこれからですけど、それまでの歴

史、それをしっかりと検証しながら、それを皆さんに知ってもらう機会になるような展示にしていただきたいし、今後、保護審議会の在り方というのを検討していただいて、専門家の意見をしっかりと聞いていくようなこの北九州市の文化財行政にしていきたいということを要望して私の質問を終わります。

**○副委員長（小宮けい子君）** ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

**○委員長（高橋都君）** 吉田委員。

**○委員（吉田幸正君）** 一部保存ということ、展示というか保存展示ということになりましたとお聞きしていますので、それはやっぱりしっかりいいように捉えて、興味のある市民の方、次の時代に残す方針が見えてきたわけでありますから、そこはしっかりとひとつ要望をしておきます。

その上で、先ほどからのこの資料が執行部に渡っていないということで議論がかみ合わなくて、これは申し訳ないなとか、どうなのかなと思いますが、この資料はどなたがどういう背景で配られたものかというのを、事務局ですかね。

**○委員長（高橋都君）** すいません。陳情文書表にだけ対しての質問ということになるので、出された資料に対しての質問というのはできないということが大体なっているということだったんですけども、それについて、配れてなかったということも含めて、その質問はできないということ。吉田委員。

**○委員（吉田幸正君）** これ、陳情者の方が御準備いただいたと思いますけども、これは陳情者の方の個人的な思いという話じゃなくて、県に対して公文書の公開をしてもらっている資料をもって質問されていらっしゃるという背景もありますので、これは多分継続審査になるんだろうと思いますので、ぜひ執行部には共有をしていただいて、また質問に答えられる場面があったらと思います。陳情に対しては、我々の立場からするとやっぱり丁寧に向き合うべきだと思いますので、次回、今後、いろんな陳情があると思いますけども、提出された文書の扱い方については今後の協議の課題としていただきたいと要望して終わります。

**○委員長（高橋都君）** 分かりました。ありがとうございます。

ほかに意見、質問はありませんか。

ほかになければ、本件については、慎重審議のため、本日は継続審査といたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

次に、都市ブランド創造局と教育委員会から説明を受けますので、関係職員に入室を願います。

(執行部入室)

次に、所管事務の調査を行います。

本委員会の行政視察については、所管事務の調査に資する取組を行っている都市に視察を行うこととしていますが、この視察が実りあるものとなるよう、事前研修を行います。

それでは、名古屋市の観光施設等の活用の取組について、東京都港区の文化財保存に関する取組について、川崎市のアーバンスポーツの推進の取組について、神戸市の部活動の地域移行の取組について及び学びの多様化学校の取組についての参考とするため、本市での取組等について執行部から説明を受けます。

それでは、説明をお願いします。科学館普及課長。

**○科学館普及課長** それでは、観光施設等の活用の取組に関しまして、タブレットのスペースLABO、北九州市科学館についてに沿って御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。スペースLABOは、八幡東田地区のジ・アウトレット北九州内にある本館といのちのたび博物館を挟んだ場所にある分館のアネックスとで構成しております。館のコンセプトは、ふだんの生活で身の回りにある不思議を感じて、そしてその不思議の芽を大切にしてもらいたいという気持ちを込めて「フシギがれ！」というキャッチフレーズで表しております。本館では、科学と天文に関する常設展示とプラネタリウムによる体験体感型の展示のほか、特別企画展を開催しております。分館のアネックスでは、より深く科学や天文を楽しんでもらえるように各種の講座、教室や定期的なイベントを行っております。

2 ページを御覧ください。入館方法につきましては、インターネットによる事前予約優先制としておりますが、常設展示とプラネタリウムともに、当日の利用枠に空きがあれば予約がなくても入館いただけるようになっております。

次に、主な施設について御説明いたします。

本館3階には、国内最大級の直径30メートルのドームを備える最先端のプラネタリウムを設置しております。2階には、科学に関する9種類のコンテンツなどにより科学の基本原理に触れていただく体験、体感のできる仕組みになっております。そして、1階には、国内最大の大規模竜巻発生装置と地元出身の気象学の世界的権威である藤田博士の顕彰コーナーや市内企業の技術や大学の研究を紹介するコーナーがございます。

3 ページを御覧ください。次に、令和6年度実績です。

令和6年度は、延べ約34万人の方に来館をいただいております。そのうち団体利用実績と県別の団体利用は、表に取りまとめているとおりの実績になっております。

4 ページを御覧ください。

次に、集客、リピーター確保に向けた取組についてです。

科学体験、体感の充実については、展示物だけでは伝え切れない科学のおもしろさを体験していただけるよう、サイエンスショーなどの回数を増やして実施をしております。また、平日

等の集客対策については、これまでの取組に加えて、今年度から老人クラブなどのシニア世代、それから放課後児童クラブ等への団体誘致に力を入れているところです。外国人対応としては、科学館の館内表示やパンフレットでの多言語対応、それからアウトレットなどとの連携による集客の取組を行っております。

以上でスペースLABOの説明を終わらせていただきます。

**○委員長（高橋都君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** それでは、文化財保存に関する取組についての御説明をさしあげます。

まずはタブレット資料、北九州市の文化財行政についてに沿って御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

1、運営体制についてでございます。

まず、(1)主な事務についてでございますが、①文化財の保存、保護、活用に関すること、②文化財の調査、指定、管理に関することなどを都市ブランド創造局が担当しております。

(2)の職員数でございますが、事務、学芸の課長の下、事務取扱も含め計10名で担当しております。そのうち学芸員は6名でございます。

(3)文化財に関する計画といたしましては、令和7年4月にスタートいたしました北九州市文化芸術推進プランと今後策定を予定しております文化財保存活用地域計画がございます。

資料2 ページを御覧ください。

2、主な取組といたしまして、(1)文化財の指定・登録や保存のための支援についてでございます。①市内の各種文化財の情報収集、調査研究や、国等の補助メニューを活用いたしまして②補助事業などに取り組むとともに、③のとおり、古墳等の草刈りや清掃など、環境整備を実施しております。

続きまして、(2)埋蔵文化財の事前審査、発掘調査についてでございます。埋蔵文化財に関しましては、①事前審査、②届出、通知、3ページの③発掘調査を関係法令にのっとり実施しております。④埋蔵文化財センターでは、調査研究と併せまして出土物の展示等を行っております。現在、旧八幡市民会館を新たな埋蔵文化財センターとして活用するため、移転改修工事を実施しております。

資料4 ページを御覧ください。

(3)文化財の活用、普及活動についてでございます。①日本遺産についてでございますが、こちらは平成29年に関門ノスタルジック海峡が日本遺産に認定されております。旧門司三井倶楽部など42件の文化財で構成されております。②指定文化財の施設の公開は、市指定の立場茶屋 銀杏屋など5つの指定文化財施設の公開を行っております。③文化財の防災啓発活動は、毎年、文化財防火デーを中心に、消防局や所有者と協力いたしまして広報活動や消防演習等を行っております。

最後に、5ページ、3、指定・登録文化財種別の件数の一覧でございます。

令和7年5月1日の時点で指定文化財は、国、県、市の合計で148件、国登録文化財は31件、国選択民俗文化財が2件となっております。

以上で北九州市の文化財行政の説明を終わります。

**○委員長（高橋都君）** アーバンスポーツ担当課長。

**○アーバンスポーツ担当課長** それでは、タブレットのアーバンスポーツの推進についてに沿って御説明いたします。

1 ページを御覧ください。初めに、アーバンスポーツの概要と本市の取組の背景についてです。

スケートボードやブレイキン、パルクールといったアーバンスポーツは、若者文化の象徴として近年大きな注目を集めており、特に東京オリンピック以降、その存在感が急速に高まっております。北九州市では、スポーツ推進計画の中で都市ブランド向上の一環として位置づけ、X会議におきましても、町のにぎわいを創出するエンジンとして重点的に推進していく方針としております。

次に、政策的位置づけについてです。

本年1月に策定しました北九州市スポーツ推進計画において、主要施策の一つに都市の魅力高めるスポーツの振興を掲げ、アーバンスポーツを戦略的に振興することで認知度やブランド力の向上、そして若者にとって魅力あるまちづくりを進めていくこととしております。

2 ページを御覧ください。続いて、アーバンスポーツを推進する意義についてです。

まず、1点目、若年層へのアプローチです。アーバンスポーツは、若者が主体的に取り組みやすく、若年層の市内活動や地域への関心を高める契機となります。

2点目、公共空間の活用とにぎわいづくりです。都市空間を活用した新たな町の使い方により、日常的なにぎわいにつながります。

3点目、国際大会を通じた発信力の向上です。国際大会開催を契機に、都市の魅力発信につながります。

4点目、観光、経済波及効果です。大会などによって市内外からの来訪が増え、宿泊、飲食などの経済効果に加え、情報発信によるPR効果も期待されます。

次に、国際スポーツ大会の開催実績についてです。

ブレイキンでは、令和5年2月と令和7年2月に国際大会を開催いたしました。

3 ページを御覧ください。パルクールでは、昨年11月に勝山公園内特設会場において世界選手権を開催いたしました。スケートボードでは、来月下旬に国際大会の開催を予定しており、世界最高峰の大会が市内で行われます。

4 ページを御覧ください。続きまして、直近の取組事例についてです。

まず、パルクール世界選手権に伴う道路封鎖イベントです。会場前の道路を封鎖し、スケートボードやブレイキンなどの体験会を実施することで、来場者にアーバンスポーツの魅力を体

感してもらう機会を創出するとともに、公共空間の新しい活用の可能性を示す取組となりました。

次に、わっしょい百万夏まつりアーバンスポーツフェスティバルです。体験会やデモンストレーションを通じて市民がアーバンスポーツに触れる機会を創出し、理解と関心を高めることができました。

こうした取組は、競技の普及や裾野の拡大にもつながっております。今後は、これらのアーバンスポーツの魅力を生かし、にぎわいの創出や都市ブランドの向上につなげるため、計画的な推進を図っていきたいと考えております。中長期的な計画づくりや公共空間の利活用、市民への普及啓発、町との共存環境の整備、体験機会の拡充といった点を整理していきたいと考えております。引き続き、関係団体や地域と連携しながら、持続的な取組につなげていきます。

以上でアーバンスポーツの推進についての説明を終わります。

**○委員長（高橋都君）** 部活動地域展開担当課長。

**○部活動地域展開担当課長** 北九州市の部活動地域展開について御説明をさしあげます。

資料を御覧ください。

説明につきましては、右下のページ番号に沿って説明をさせていただきます。

まず、1ページです。本日御説明をさしあげる項目が載せられています。以上7点でございます。

2ページになります。これまでの国の動向として、令和4年12月に公表されました学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにおいて、国は令和5年度から令和7年度までを改革推進期間と位置づけてございます。しかしながら、現時点では全国自治体の約半数しか改革に着手できていない状況でございます。

3ページです。そのため、国は地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議を新たに立ち上げ、令和7年度、改革推進期間終了後の方針を検討しており、令和7年5月16日に示された最終取りまとめでは、地域移行から地域展開への名称変更、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間とすること、この期間内に原則全ての学校部活動において休日の地域展開を目指すことなどが示されました。この最終取りまとめを受けて、今年度冬頃に国のガイドラインの改定が予定されています。

4ページです。北九州市におけるこれまでの主な取組として、令和4年度から令和6年度にかけてモデル事業を実施、職員研修を行い、アンケート調査、検討会議の開催、ガイドラインの見直しなどを行って、令和7年5月、今年度5月に北九州市部活動地域展開推進計画を策定いたしました。

5ページからがその推進計画の内容となります。

部活動を地域の活動へと展開する大きな理由は少子化でございます。この20年ほどで北九州市の生徒数及び部員数は大幅に減少しており、少子化の進展により部活動の運営が非常に困難

になっている状況でございます。

6 ページです。このような状況の中で、部活動地域展開は子供たちが継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ環境を確保することを目的としています。

7 ページです。また、これまでの取組の中で、学校にない活動をやってみたい、いろいろな人と交流をしたい、専門的な指導を受けてみたいなどの声があり、これら子供たちの声に寄り添うことも地域展開の大きな目的の一つでございます。

8 ページです。北九州市型の部活動地域展開として、令和 9 年 9 月より休日の学校部活動を地域クラブ活動へと展開する方針でございます。そのため、令和 7 年 9 月から段階的に休日の学校部活動を縮小いたします。ただし、平日の学校部活動については、当面の間、継続をいたします。

地域展開を実施するため、9 ページのように指導者人材バンクを構築し、指導者を求める地域クラブとのマッチングを行うことを進めています。

また、10 ページのように、北九州市地域クラブ認定制度を設けまして、学校部活動の教育的な意義を継承するとともに、学校施設を優先利用できるようにしてまいります。

11 ページです。部活動地域展開に合わせてこれまでの北九州市のガイドラインを改定しまして、段階的な休養日の拡大や北九州市地域クラブに関する内容を追記いたしました。

12 ページです。北九州市地域クラブの立ち上げについては、認定を希望するクラブからの申請を教育委員会が精査いたしまして、認定をするようにしています。

また、13 ページのように、教育委員会内にコーディネーターを配置しまして、地域クラブへの伴走支援を継続して行っています。

指導者につきましては、14 ページのように、地域クラブでの指導を希望する教員の兼職、兼業について現在整備を進めているところです。

15 ページから 17 ページには、生徒の活動パターン、教員の指導パターン、休日展開後の実施主体パターンを紹介しています。生徒が自分のやりたいことを様々な形で選択できるようにしています。

18 ページです。最後に、地域展開に向けたスケジュールをお示ししています。今後は、学校部活動の受皿となる地域クラブの立ち上げ支援を進めるとともに、生活困窮世帯への支援の在り方についても検討してまいりたいと考えております。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 指導企画課長。

**○指導企画課長** 北九州市立学びの多様化学校について、現在の検討状況を説明いたします。

資料、北九州市立学びの多様化学校についてを御覧ください。

まず、学びの多様化学校について改めて御説明いたします。

学びの多様化学校とは、文部科学省の指定を受け、不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を実施する学校でございます。令和 5 年 8 月に不登校特例校から学び

の多様化学校へと名称が改められたところです。

次に、国の動向について説明いたします。

令和5年3月、文部科学省が取りまとめました、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、いわゆるCOCOLOプランでは、今後、早期に全ての都道府県及び政令指定都市に設置をされ、将来的には全国で300校の設置を目指すこととされました。また、同年6月に閣議決定をされた、第4期教育振興基本計画では、各都道府県及び政令指定都市での1校以上の設置を令和9年度までに進めるとの方針が打ち出されたところです。

本市におきましては、1ページ中段の表の中にも示しておりますように、不登校児童生徒数が年々増加をしております、これは全国でも同様の傾向でございます。このような状況に對しまして、本市ではこれまでに不登校児童生徒の状況に応じた様々な支援を講じてきております。一方で、在籍校には登校がしづらいけれども、学校という場で対面での学びをしたいと、そういう不登校児童生徒にとっての学びの場が現状乏しいということがございます。

このような中、令和5年度に実施をいたしました、不登校児童生徒のための教育機会確保に係る検討会議では、学びの多様化学校の存在自体が希望になる、将来的には学びの多様化学校の実践が一般の学校に普及してほしい、設置に向けて前向きに検討を進めてほしい、そういった意見を頂戴したというところでございます。また、同年に実施をしたアンケートでは、不登校児童生徒やその保護者から、学びの多様化学校へ通いたいあるいは通わせたい、そういった肯定的な声が多く上がったところでございます。

こうした議論を経まして、本年3月の市議会で、市として学びの多様化学校の令和9年4月の開校を目指す、こういった方針を表明したというところでございます。

また、今年度は、開校に向けてより具体的な準備を進めていくべく、学識経験者や学校関係者等から成る、北九州市立学びの多様化学校の設置に係る検討会議を設置いたしまして、専門的な知見を基に御議論をいただいているところでございます。

それでは、現在までに決定していることについて御説明させていただきます。

2ページ目を御覧ください。

こちらの内容は、5月の常任委員会で報告を行った内容でございます。記載のとおり、八幡西区の北九州市立教育センター内に設置をいたしまして、専任の校長を置く独立した中学校とする予定でございます。対象は不登校状態にある中学生及びその傾向が見られる中学生といたしまして、各学年15名程度、全体で約50名の受入れを想定しております。

最後に、参考資料について簡単に御説明いたします。

3ページには、参考資料①といたしまして、今後のスケジュールを掲載しております。

本年度は、教育センターの施設改修に向けた撤去工事、設計及び教育課程などの検討を行っていきます。また、本市における学びの多様化学校の基本計画については、来る10月21日に実施予定の検討会議で案を示し、有識者の方々に御議論をいただく予定でございます。その後、

本年12月末頃からパブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆様からも広く意見を聴取したいと考えております。このような手続を経て、本年中に基本計画を策定し、文部科学省と具体的な協議を進めていく、そういう予定としてございます。

また、令和8年度は、教育センターの施設改修工事、文部科学省との協議、それから生徒募集等を実施いたしまして、令和9年4月に開校を迎える予定としてございます。

4ページ以降は、参考資料②として他都市の事例を掲載しております。また、7ページには、参考資料③といたしまして、本年7月に開催しました第1回の検討会議、有識者会議における主な意見の概要を掲載しております。またお時間のあるときに御覧をいただければと思います。報告は以上でございます。

**○委員長（高橋都君）** ただいまの説明は行政視察のための事前研修ですので、委員の皆様は執行部に対する意見や要望ではなく、説明に対する質問を行っていただきたいと思っております。

当局は、答えられる範囲で結構ですので答弁をお願いします。なお、当局の答弁は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁をお願いします。

それでは、質問はありませんか。吉田委員。

**○委員（吉田幸正君）** まず、スペースLABOですけども、今度、観光施設ということで視察に行くんですけども、いわゆるインバウンドと言われる人たちの比率を把握をされていますかというのを教えてください。

それと、次にアーバンスポーツのところですけども、資料を見ると町中で非常に活性化ができていますという雰囲気がありますのですばらしいと思っておりますが、今度川崎市に行ってくるんですけども、そのアーバンスポーツを今度計画的に推進していこうというときの計画に対する予算というのをどう考えられているかというのを教えてください。

それと部活動。今、部活動の地域移行で、費用については保護者の負担ということになっていますが、議論の中で、負担できない御家庭がやっぱりあるんだろうと思っておりますけども、そのことについて教育委員会はどうか考えられているかというのを教えてください。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 科学館普及課長。

**○科学館普及課長** スペースLABOでのインバウンドの比率を把握しているかどうかという御質問に対して御回答申し上げます。

今の段階では、インバウンドのお客様、外国人の方の入館数というのは把握できておりません。ただ、アウトレットのモールには非常に多くのインバウンドのお客様が来ていると聞いておりますので、その中のお客様も科学館の中に来ていただいているという想定もあります。そういった点も踏まえて、今年度中にインバウンドのお客様、外国人のお客様の入館数を把握するようにしたいと思っております。具体的には、ほかの文化施設でどう把握しているかというのを今調査しておりますので、それに基づいて方法を決めて、ニーズ把握に努めたいと思っております。以上です。

**○委員長（高橋都君）** アーバンスポーツ担当課長。

**○アーバンスポーツ担当課長** 委員から予算についての御質問をいただきました。

今年度につきましては、ワールドスケートボードの大会がありますので、その大会の負担金プラス周辺事業ということで予算計上しております、その周辺事業の中から今年度のアーバンスポーツの普及ということで、御説明させていただいたわっしょい百万夏まつりのイベントもそうなんです、そういったところに充てながら広げていっているところでございます。

来年度以降、先ほど計画づくりを含めて御説明させていただいているんですが、来年度に向けては、今後、その計画づくりに向けた予算を獲得できないかというところで今調整させていただいているところです。以上になります。

**○委員長（高橋都君）** 部活動地域展開担当課長。

**○部活動地域展開担当課長** 費用負担のことについてのお尋ねにお答えしたいと思っております。

国の会議の中でも、現在、保護者が負担する費用についての在り方について検討されているところです。おおむね、様々な調査の結果、一月3,000円程度というところを設定してはということで今意見が出ているところです。

本市といたしましても、部活動の受皿となる地域クラブ活動につきましては、できるだけ低廉な額での実施ができるようにということで地域クラブの認定要項の中にもうたっているところです。そのため、できるだけ施設費用、施設を利用するための費用がかからないようにするため、学校施設を優先的に利用するなどといった方策を取っているところです。また、経済的に困窮している世帯の子供たちにつきましては、経済的な格差が体験格差につながってはならないとは承知をしております。ですので、国もその会議の中でもそういった困窮世帯に対する支援を考えるべきと示されていますので、本市といたしましても生活困窮世帯への支援については検討してまいりたいと考えております。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 吉田委員。

**○委員（吉田幸正君）** スペースLABOについては、観光客というか、どう調査するかというのは、ぜひいい調査をしていただいて、よそから人が来てくれると泊まったり買物したりと効果は大きいんではないかと思います。見ると、福岡市が89万とか、約90万ぐらいの来場者になっていますので、僕から見るとそんなに差がないというか、北九州市も立派なものを造っていますので、伸び代は相当にある施設だと思っておりますので、しっかり我々も勉強して、いい提案もできればと思いますので、よろしくお願ひします。

それとアーバンスポーツの件。今年についてはすごく大きな事業ですし、このことが町の発展につながるように思っています。今後、計画的に推進していくのに予算をというコメントをいただきましたので、そのこともほかの町ではどうかちゅうことを勉強したいと思ひますが、例えば音楽をこの町で普及させようとか、環境都市として売り出そうというときには、各

種団体に予算を払って、町の中で音楽を普及させてください、環境事業に取り組んでくださいとやってきたはずでありますので、アーバンスポーツを普及させたいという市の大きな格好いい目標については、予算を取って普及に努めてほしいと思います。

それと部活動については、どうするかなというのは悩ましいところだと思いますけども、今言われたように収入の格差で体験の格差があってはならないと思いますので、これからということですけど、先進的なところを見に行くということでもありますので、考え方については学んできたいと思いますが、1つ質問させてください。

例えば事業者として、3,000円と言いましたけど、うちは8,000円ぐらい学費を取っているクラブも多いので8,000円ですというと、それはもう認めないという見解になるんですか、教えてください。

**○委員長（高橋都君）** 部活動地域展開担当課長。

**○部活動地域展開担当課長** その発生の中身がどういったものかというところになるんですけども、今回の市が認定する地域クラブにつきましては、営利を目的としないということが第一のところに載っております。ですので、その8,000円を集めたお金を子供たちに全て還元するという目的であれば非営利だと考えておりますので、地域クラブの継続的な運営のためにその8,000円がどれだけ必要か、どういった中身でその8,000円が必要かというのは教育委員会でも精査をして、聞き取りをしながら慎重に進めていきたいと思っております。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 吉田委員。

**○委員（吉田幸正君）** ありがとうございます。よく勉強してきたいと思っております。感覚として、やっぱり非課税世帯に対しては給食費も免除している背景もありますから、いい体験ができるような、国とも連携していいスポーツ環境をつくっていききたいなど、これは僕の意見として申し上げて終わります。以上です。

**○委員長（高橋都君）** ほかに。宮崎委員。

**○委員（宮崎吉輝君）** すいません、私の認識も含めて、不足している知識を深めたいんですけど、部活動の地域移行に関して、これからもずっと平日の部活動は学校でこれまでどおりあるという認識で、それはもうずっと変わらないのか、休日だけを地域移行ということでもいいのかというのをまず第一に教えていただきたいと。平日そのまま部活動があるとしたときに、教員の先生方が今顧問で、それは継続だと思うんです。休日は先ほど登録して兼業というような制度ができるんですが、平日の部活動の顧問に関してはもうこれまでと変わらず、教員に対しては何もない、その申請等も何もない、これまでと一緒にいいのかというのを教えてほしいということと、それから中体連等の大会のときに、平日だけやっている部活動として大会に出場できるのか、地域クラブとして出場ができるのか。どっちもやっている子はどっちも出るのかということを考えて教えていただきたいです。

もう一つは学びの多様化学校。すいません、先日、9月議会の委員会で私は時期の部分でち

よっと認識を間違えて、令和9年4月開設ということでもあります。その中で、分かればいいんですが、他都市の事例を先ほど紹介いただきました。学びの多様化学校というのは、学校に行きたいけども行けない子供たちが通う学校であると認識しています。今、この参考事例になっているような学校で生徒がおられます。学びの多様化学校になることによって、この先例として挙げられた他都市ではその子供たちは学校に行けているのかどうかというところがもし分かれば教えていただきたいと。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 部活動地域展開担当課長。

**○部活動地域展開担当課長** お尋ねがあった3点についてまとめてお答えしたいと思っております。

まず、1点目、平日の地域展開がどうなっていくかということですが、北九州市としましては、まずは令和9年9月以降、休日の学校部活動を地域クラブに展開するという方針でございます。実は、先ほど申し上げた6年間の改革実行期間の中で、平日の地域展開についても、国も主導となって検証を進めながら検討していくことを示しています。北九州市としましては、まずは休日の地域展開を確実に定着させていきまして、平日の部活の地域展開につきましては、放課後の生徒の移動であったりとか平日の指導者の確保、そういった課題が山積しておりますので、生徒、保護者、または学校、関係者と丁寧に意見を聞きながら検討してまいりたいと思っておりますので、平日の部活動については当面の間、継続としているところでございます。

2点目の平日の顧問に関しましては、先ほど申し上げたように、平日については学校部活動を継続いたします。ですので、学校の中に部活動が残っていく限りは、その部活動の顧問は教員が担当する、または今ある制度での部活動指導員、部活動外部講師、そういった外部の指導者の力にも頼りながら、基本的には教員が顧問を行うということになります。

3点目です。中体連の大会につきましては、現在も実は地域クラブ、いわゆるクラブチームの参加が認められている競技がほとんどです。競技によって多少違いはあるんですが、ですので、今後、北九州市の地域クラブ、認定されている地域クラブとして中体連に参加することは可能になります。もちろん部活動として中体連に参加することもこれまでどおり可能です。ただし、部活動として、そして地域クラブとして重複しての大会参加はほとんどの競技では認められていません。ですので、部活動として学校名で出るか、または休日活動として地域クラブ名で出るかというのは、生徒、保護者で判断していただくような形になります。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 指導企画課長。

**○指導企画課長** 多様化学校の関係で、実際に先行事例の中で多様化学校に通うことになった上で実際にその後行けているかというところの御質問でございました。

様々な事情で今の在籍校に通うことが難しいということであるいは不登校の状態ないし不登校の傾向にあるというような状態になったというところで、その上でその多様化学校に入学な

いし転入学をして移ってくるということになるわけですが、それで実際に通えているかどうかというところで、我々も他都市に聞くことはあるんですけども、結構そこは学校、都市によってまちまちなところはあるんですが、大体6割、7割程度は毎日コンスタントに来ているよとかというところもありますし、その開校の時期によっても、開校すぐは頑張っただけ毎日来ている子が多かったけれども、徐々にやっぱり疲れがとかというところもあったりして、その率が下がっていくみたいなこともあるとは聞いているんですけども、そこはいずれにしましても一人一人のその通ってくるお子さんへの配慮、いろんなところでそういうところをやっていくところが重要だと思いますので、我々もよくそういった先行事例も確認をしていきながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） ありがとうございます。

我々、今回視察で先行事例を見てまいりますので、そこでまたいろいろお話を伺って、視察をした結果をまたこうやって委員会の中で執行部の皆さん方と議論したいと思います。ありがとうございます。

○委員長（高橋都君） ほかに。山田委員。

○委員（山田大輔君） どうもお疲れさまです。山田でございます。

すいません。私も部活のことについて伺いたいと思います。

いろいろお話を聞いているんですけども、私、コーディネーターの役割についてということでお伺いしたいと思います。

今、北九州市はたしかお二人いらっしゃるという話は聞いているんですけども、このコーディネーターの役割、よかったらもう一回教えていただきたいと思います。

○委員長（高橋都君） 部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長 コーディネーターの役割についてお尋ねがありましたので、お答えいたします。

現在、教育委員会内に元中学校長お二人、男女1人ずつですけども、教育委員会内に机を置きまして、週3日の勤務で会計年度任用職員として常駐していただいております。役割としましては、地域クラブの立ち上げに関して様々なお問合せがあります。例えば会則をどうやってつくったらいいのか、学校施設を使いたいんだけど学校とどのように調整すればいいのか、または指導者はどうすればいいのかといった様々なお問合せが今教育委員会に相談がありますので、そういった相談に応じて、地域クラブの立ち上げ支援、または学校との調整、もともと中学校の校長先生ですので、学校に校長先生へ直接御連絡をさしあげて、今地域クラブが抱えている困り感等を一緒に共有しながら、相談に乗っていただきながら、クラブ立ち上げ支援に従事していただいている状況でございます。以上です。

○委員長（高橋都君） 山田委員。

○委員（山田大輔君）ありがとうございます。お二人で週3日ということだったんですけど、この方々はそれぞれ互い違いに、週5日あるので、5日のうち4日間は互い違いに出て、1日はお二人で出るというイメージでいいですか。

○委員長（高橋都君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長 現在は、実は9月から任用を始めまして、まだ2か月余りでございます。ですので、まずは部活動地域展開の概要であったりとか、実際に本市が進めているものを十分把握していただくということを考えまして、お二人ともに月水木という形で、お互い相談し合いながらとか課題を共有しながらといった形で今進めさせていただいております。できるだけそういう業務の引継ぎ等がうまくいくようになりましたら、週、日にちをずらしてということも検討は考えますけど、現在は2人でそろって業務をしていただいている状況でございます。以上です。

○委員長（高橋都君）山田委員。

○委員（山田大輔君）ありがとうございます。

神戸市に見に行かさせていただくんですけども、それ以外も、私、前乗して行く予定です。後ほど共有したいと思うんですけども。神戸市は、来年度の8月からたしか全部もう部活動を地域移行ということでありまして。一般社会の方が仕事が終わってっていうタイミングと学生が授業が終わるというタイミングが明らかに違うタイミングにあると思いますので、そのあたりどうされるのかなということと、神戸市は、家庭の経済的な負担、吉田委員も言われましたけど、経済的な負担の補助を検討するという新聞記事も出ておりましたので、そのあたり聞いてきたいと思います。その中でも、やはり子供がこういうことをやりたいということにくっつけることの情報収集の部分でのコーディネーションも必要だと思いますし、指導者がこういうことができるよっていう部分も必要だと思うので、コーディネーター2人で正直足りるのかなと私は思っていますので、そのあたりもよそで見てみたいと思います。

2つ目に、今、人材バンクはどのぐらい集まっていますか。

○委員長（高橋都君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長 実は部活動の人材バンクという形で本来行おうと考えているのが、指導を望む方を登録制度にしたいと考えておりまして、実はその人材バンクというのはまだ構築に至っておりません。ただ、指導者研修会、この教育委員会が主催する指導者研修会を受講された方につきましては、教育委員会から番号を付与しまして、教育委員会内に登録されている指導者を公認の指導者ということにしております。この人数が、現在、指導者講習会を4回行いまして、158名の方に番号を付与している状況でございます。以上です。

○委員長（高橋都君）山田委員。

○委員（山田大輔君）ちなみにその158名で、地域クラブを立ち上げることを意識せずに指導者講習会に出られた方はどの程度いらっしゃいますか。

○委員長（高橋都君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長 正直そういったデータを持ち得ていないんですけれども、ほとんどの方が地域クラブの立ち上げのために指導者資格が必要なので指導者研修に来ましたという声が多いのが事実でございます。以上です。

○委員長（高橋都君）山田委員。

○委員（山田大輔君）分かりました。ありがとうございます。

そういうのも含めて、コーディネーターの役割の一つとして、各種スポーツであれば競技団体の連盟なんかがあると思いますので、そういうところにアプローチしていただいて、先日もアンダー12の指導者の方を課長と係長のところにお連れしたんですけども、私自身、少年野球を教えていた身でもあるので、そういうアンダージュニアを教えていてボランティア精神でやっていた方々というのは一つのターゲットになり得ると思いますので、コーディネーターの役割を他都市はどうしているのか、どういうつなぎをしているのか、教育委員会の方々がなかなかそこまで手が届かないというところはあると思いますので、そういう役割をどう担っているのかというのは聞いてきたいなと思います。

あとは、すいません、今、度忘れした。すいません。終わります。

○委員長（高橋都君）ほかにありませんか。岡本委員。

○委員（岡本義之君）スペースLABO、科学館についてなんですけど、今日頂いた資料の中に県別の団体利用状況というのが載っていると思うんですが、例えば九州で言うと鹿児島県は結構、人数が2,096人と、上位10県の紹介があるんですけど、熊本県が上位10位に全く入っていないというのと、中国地方で言うと広島や山口が1,400とか1,300ぐらい来ているんだけど、島根県の名前がない。交通の便が悪いから来ないのか、何か分析していることがあれば教えてくださいのと、学びの多様化学校で1学年15名で3学年、中学校ですから3学年で50名弱程度と。この学びの多様化学校に行く子供たちがどこまで希望があるかどうかは別にしても、学校に来始めて、普通の学校でやっている中学校のように何らかの部活動にも所属したいとかという思いが出てきたときに、先ほど言いました地域に移行していく中で、例えば土日であれば地域でそういった子供たちも受け入れるよみたいなことは考えられているのかどうか。ちょっと複合的な質問になって申し訳ないですけど、教えてください。以上。

○委員長（高橋都君）科学館普及課長。

○科学館普及課長 県別で、来館されている県、されていない県があるということで分析をされているかという御質問に対してお答えいたします。

県別で確かに来ている県、来ていない県とございますけれども、特に分析等はしておりません。していないのが現状なんですけれども、例えば広島、山口ってところは最近非常に多く来ていただいているところではあります。これは、恐らくなんですけど、昨年度、ほかの文化施設等と併せて旅行会社に営業をかけておりまして、その旅行会社の担当の方が異業種に御提

案をいただいて、例えば修学旅行であったり、ちょっとした社会科見学的に来ていただいているというようなお話も聞いておりましたので、特に広島県あたりは少しずつ今増えている状況でございます。以上でございます。

**○委員長（高橋都君）** 部活動地域展開担当課長。

**○部活動地域展開担当課長** 例えば学びの多様化学校と不登校の生徒も含めて、本市が認定する地域クラブへの参加が可能かどうかということのお尋ねです。

これにつきましては、実は北九州市が認定する北九州市地域クラブの認定要件の第1項になるんですけども、参加を希望する全ての中学生を受け入れてくださいと、これを認定の要件としておりますので、もちろん不登校、学びの多様化学校の生徒であったりとか、場合によっては特別支援学校であったりとか、そういった生徒の活動の場としても開放しているところでございます。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 岡本委員。

**○委員（岡本義之君）** 質問だけということですので、いろいろ意見はありますけど終わりたいと思います。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** よろしくお願ひします。学びの多様化学校のことだけお伺いさせていただきます。

今回、北九州市の場合は中学生を対象にとなっておりますけれども、文部科学省のサイトを見たら、小学校を対象にして造っているところも幾つかある様子でした。今回、北九州市ではあくまで中学生を対象にしておりますが、まずなぜこの中学生だけを対象にしたのか教えていただきたいというのと、あとは、小学校に関しては検討要件としておりますけれども、今の検討状況などがあれば教えてください。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 指導企画課長。

**○指導企画課長** お答えいたします。

まず、中学生を対象にしたということなんですけれども、これにつきましては、例えば現状の不登校の児童生徒数なんかを見ましても、絶対数で言えばそこは当然あるんですけれども、大体市内全体で約2,300名、令和5年の数字で2,300名ということなんですけれども、中学生が大体1,500名超で小学生が800名。そういったところも全体ございまして、対象というのはその不登校児童生徒数、その違いというところも、そういったところも踏まえて、まずは中学校で整備をしていくというようなことで、まず1校、中学校として設置をするということにしております。

小学校については、まずその開校をいたします中学校の状況を見ての検討ということですので、具体的に何か研究を深めているとかといったことは現時点ではございません。以上でございます。

○委員長（高橋都君）有田委員。

○委員（有田絵里君）意見は今回はないということなので、また今後いろいろ教えていただければと思います。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（高橋都君）ほかにありませんか。本田委員。

○委員（本田一郎君）地域移行に関してなんですけれども、様々な御意見が出ておりますので、一つの事例を申したいと思います。今、私も少年柔道の指導をしておりまして、今中学校の地域移行をどうするかというようなところにも踏み込んだ話になっております。その中で、先ほど吉田委員からもありました非課税世帯等とかの費用の負担だとか、地域移行する際の会費等々の問題が出ておりますけれども、今、私のクラブでは保護者に年会費を決めてもらっています。具体的に数字を言いますと年間1万円で、多子世帯の方は第2子から半額という形、5,000円という形。この年間1万円の会費というのはどのように使っているかといいますと、まず保険代が一番ですね。それから、大会に出場するための費用ですね。それも保護者に決めていただいています。それは年度ごとにもう全部整理する形で、残ったお金っていうのはその年度末のお別れの会とか、いろいろそういった部分の負担とか、そこも保護者に決めてもらっています。それプラス、今度、中学生の地域移行でスライド式に上がっていくケースもあるものですから、そういったことも合体してやらなくてはいけないねという話を今水面下で進めているところであるんですけれども、その際にやはり小・中学校、大会等々も費用がかかりますし、強化していくためには遠征費ですとか合同練習等々でまた費用がかかったりすることもあるんですよね。これは私の主観的な部分でのことなんですけれども、今の指導者は一応、全く100%のボランティアでやっております。そういった部分が少しでも広がればいいなという私の勝手な思いなんですけれども。

それと今、そういった意味で、先ほど課長からも御答弁ありました学校の公共施設の活用、小学校、中学校を合わせますと約180~90ありますので、そういった部分、これも答弁は必要ありませんけれども、そういった今小・中学校の施設の活用をさらに進めていただいて、より地域移行をしやすいような形をプラスアルファで整えていただければと思います。私からは以上です。それを北九州市モデルにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高橋都君）ほかにありませんか。小宮委員。

○委員（小宮けい子君）1件目はスペースLABOの団体利用実績のところ、市内での小学校、ちょっと桁が違って大きいのは、これは4年生が天文学習で市がバスを出してくるっていうことで多いうことでしょうか。

○委員長（高橋都君）科学館普及課長。

○科学館普及課長 委員の御指摘のとおり、市内の全小学校4年生が天文学習で来ていただいておりますので、それでちょっと数字が大きくなっております。以上です。

○委員長（高橋都君）小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** あと、部活の地域展開についてです。先ほどから会費っていうことが出ておりますが、この会費、イメージとして3,000円。学校の中の部活であるとしたら、バスケならバスケのボールは学校にある、バレーボールはあるということでその備品費というものがかからない。この3,000円というのは、そのスポーツによって、個人が購入しなければならないものは別というイメージなんでしょうか。それとも中学校の今の部活であれば、卓球のラケットでも上等でなければ学校のものが使えるってというようなそういうイメージなんでしょうか。そこを聞かせてください。

**○委員長（高橋都君）** 部活動地域展開担当課長。

**○部活動地域展開担当課長** ここで申します月額3,000円につきましては、保険料を含めたいわゆる指導者に対しての謝礼、報酬を支払うことによるものと解しております。ですので、個人で使う物品や飲料水、そういったものは含めておりません。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** すいません。ということは、やはりクラブが必要ならそれは自分で買う。今まで購入しなくても学校にあった備品を使っていたってものはなくなるって理解しとっていいんですかね。

**○委員長（高橋都君）** 部活動地域展開担当課長。

**○部活動地域展開担当課長** 先ほど申し上げたのは、例えば個人で使うラケット、サッカーであったらスパイクであったりとか、野球であったら個人のグローブであったりとか、そういったものは個人での購入ということですが、例えば学校にある、今体育や部活動で使っている、例えばバレーであったら支柱、ネット、サッカーであったらゴールであったりとか、野球であったらバットとか、キャッチャーマスクとか、そういった学校に備えてある備品については、基本的には部活動の受皿となる地域クラブについては、引き続き学校長の許可を得ながら使っていただくような形で今整理はしているところでございます。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** もう一点、学びの多様化学校についてです。2点お伺いしたいと思うのが、中学生であるってということで来た子供たちが教科学習、こういう教科がしたいというような要望があった際のその教員の配置というのはどんなふうになっているのかということと、先ほど出ていたのは保護者の要望からだったのか聞きそびれてしまったんですけど、この学びの多様化学校での実践、不登校に対する実践を普通校によりよいものは広めていくってようなことも一つの目的として持っておられるのかっていうことを教えてください。

**○委員長（高橋都君）** 指導企画課長。

**○指導企画課長** お答えいたします。

まず1点目、教員の配置の関係でございますけれども、我々、独立した通常の中学校と同じ形の中学校を設置するということを予定しておりますので、そういう意味では教員の配置とい

うことでいうと、学級数等々に応じてという一般の中学校の定数ということですね、そういったものを踏まえた形で決めていくということになるということでございます。ですので、国で加配が多少つくということもありますので、そういった中で今後決まっていくということでございます。

それから、2点目でございますけれども、一般校へのその成果の還元ということについては、これはやはり、当然開校後ですけれども、いろいろなものがまた見えてくるかと思っておりますので、そういったものはぜひしっかりと一般の学校にも普及をしていく。そういったことも当然見据えてやっていくということになろうかなと思っております。以上でございます。

**○委員長（高橋都君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** じゃあ、最後1点。50人規模の学校っていったら中学校は物すごく小さな中学校っていうイメージになる。その中で、教員の配置数の少ない例えば美術とか、音楽とか、技術家庭とかとなったときは、兼務とかそういう学校間兼務とかそういうことで来る、子供のニーズに伝えていくっていうふうなことが基本にあるんでしょうか。

**○委員長（高橋都君）** 指導企画課長。

**○指導企画課長** お答えいたします。

具体的にどういった形態で配置をしていくかということところはまだ未定なんですけれども、いずれにしても先ほども申し上げましたとおり一般の中学校と同じ形でということですので、中学校に配置をされているその教科の部分、これはしっかりと行っていただくということになりますので、確かにどういう形態で実際に置くかということところは今後の検討になってきますので、そこは現時点で確たることは申し上げられないということではございます。以上でございます。

**○委員長（高橋都君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** 分かりました。また要望については、視察が終わった後にしていきたいと思っております。ありがとうございます。

**○委員長（高橋都君）** ほかにありませんか。立山委員。

**○委員（立山幸子君）** 立山です。

私も部活動の地域展開なんですけど、なかなかイメージがつきにくくて、何度も同じようなことを聞くんだと思うんですけど、平日には学校の部活動をして、土日で地域クラブにされたときに、地域クラブでは月謝を払ってっていうことであれば、何か私の普通の主婦の感覚で言えば、月謝を払うんだったら、もう部活動はやめて地域クラブにそのまま行ったほうがいいんじゃないとか、そういった考えとかも浮かぶんですけど、それはもう個人、本人や家庭の考えでそうしてもいいということなんじゃないでしょうか。

あと、既存のクラブ、先ほど本田委員からもありましたけど、既存のクラブがどれくらいこの地域展開に手を挙げていただいているのかとか、今後たくさんまた増えてくるのかもしれない

ないんですけど、そういったのがたくさんあるのか、あまりまだないのか、こういった展開になっていくのかなということをお聞きしたいと思います。

ごめんなさい。それと、既存のクラブが、先ほども言われてあったんですけど、こういった不安を持たれているかとかは、今から視察で見に行くときにそういったことも、何か課題をやっぱり聞きたいなと思うので、もし既存のクラブがこういったことにすごく不安があるのかという声が、どういう声があるのかお聞きしたいと思います。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 部活動地域展開担当課長。

**○部活動地域展開担当課長** 以上3点あったと思いますので、まとめてお答えします。

まず、平日から休日、平日の部活動から休日の地域クラブ活動へと至るところの保護者、生徒の受取方になるんですけども、現時点で今北九州市が認めている地域クラブとは別に、いわゆる既存のクラブチーム、町クラブが存在をしています。現時点で子供たち、中学生については、入学の段階で学校に入って部活動を選択するのか、そもそも部活動に入らずに町のクラブチームで活動するのかということは、生徒、保護者が選択をしているところでございます。ですので、今回、北九州市が認定する地域クラブに関しましては、学校の部活動を休日行わないことに伴い、休日も活動をしたいと思っている子供たちのために受皿となる地域クラブを新たに立ち上げるものでございます。ですので、その判断の中で、いや、もう平日部活動、休日地域クラブ活動というのはちょっと分かりづらいので、もう最初からクラブチームでいきますという選択ももちろんありですし、それを妨げるものではございません。ですので、選択の一つとして新たに休日の地域クラブ活動が立ち上がるという認識でございます。

2つ目です。既存のクラブチームについてですけども、実はスポーツ協会等を通じて、それぞれの関係連盟団体等のクラブチームにもこの情報は流しております。ただ、よくお問合せがあるんですけども、今あるクラブチームを全て北九州市が認定して地域クラブ化するものではございません。ですので、今行われている既存のクラブチーム、町クラブに関しましては、それぞれの運営を維持する形で行っていただければと思っておりますし、今北九州市が認定する地域クラブは新たに休日の部活動の受皿として立ち上がる地域クラブということでございます。

最後に、現在、クラブチームがどのようにというところですけども、実は今認定している地域クラブの中でも、もともとクラブチームだったNPO団体のバドミントンのクラブがこの地域展開の趣旨に非常に賛同していただいて、今までクラブチームとして活動していたけれども、今回は北九州市が認定する地域クラブとして活動していきたいということで申請をしていただいて、今北九州市認定クラブとして活動していただいているところでございます。ただ、これは、重複しますけれども、今あるクラブチームに対しては、全てそれぞれの御判断で認定されるか、認定を受けないかというのは判断をしていただければと考えております。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 立山委員。

○委員（立山幸子君）分かりました。ありがとうございます。またしっかり視察に行って、いい例、また課題をしっかり受け止めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。以上です。

○委員長（高橋都君）ほかに質問ありませんか。

では、副委員長と代わります。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（小宮けい子君）高橋委員。

○委員（高橋都君）地域クラブのことでお尋ねします。

先ほどからたくさん出ていますので、大体おぼろげながら少しずつ分かってきたかなと思うんですけど、先ほど研修会を開いているということなんですが、人材バンクにもう登録したというか、認定したクラブはどのくらいあるのかということと、あとこの地域クラブというのは、先ほど道具、ボールとかいろんなものが要るかなと思うんですけど、その中で場所ですね。場所はもう基本的には学校でということになるのかどうかということをお尋ねしたいと思えます。

それと、あと学びの多様化学校のことなんですけど、中学校ということなんですけど、校長先生は専任の先生がいらっしゃいますけど、教員の配置のことを先ほどから言われています。3学年あって、それぞれの学年にそのカリキュラムというのはその学びの多様化学校の中で決めるのか、それとも子供たちのいろんな思いとか、これがしたい、あれがしたいという、それは自由が利くのか、その辺のことをお尋ねしたいんですけども、お願ひします。

○副委員長（小宮けい子君）部活動地域展開担当課長。

○部活動地域展開担当課長 2点についてお答えしたいと思います。

まず、認定されているクラブ数なんですけれども、現在、昨日、10月15日現在になりますけれども、今48クラブ申請がありまして、暴排等の照会を受けて認定されている地域クラブの数が今現在33クラブでございます。

2点目ですけれども、場所につきましては、先ほども申し上げたように、今後、休日の学校部活動が休養日となります。これまで休日については部活動が使用していたグラウンド、体育館等々の場所が土日空くこととなりますので、基本的にはその空いた学校施設を地域クラブの活動場所として原則使用していただくこととなります。ただ、競技、種目によっては、学校施設ではなく、例えば地域の市民センターであったり、生涯学習センターであったり、またはスポーツ施設を借りてということも考えられると思っております。以上です。

○副委員長（小宮けい子君）指導企画課長。

○指導企画課長 お答えいたします。

カリキュラムの関係での御質問でございます。

実際に設置を予定しています学びの多様化学校ですけれども、こちらは独立した中学校でということ、でするので一般のある意味中学校とそのカリキュラム分、まさに学習指導要領に沿

って教育活動を行っていくということについては、これは変わりがないところでございます。他方、学びの多様化学校については、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成するという事となっておりまして、その点がまさに、一番分かりやすいもので例えば授業時間数を所定のものから少し、2～3割程度ですけれども削減をするといったこと、こういうような工夫をするということになっていくものでございます。これは、まさに教育委員会ないし学校というところで大枠のところは決めていくということなんですけれども、委員の御指摘のありました生徒の希望、要望、そういったものを踏まえての自由が利くのかということなんですけれども、ここはそういったものも踏まえて、生徒の個に応じた形での学習ということもできるような形にはしていきたい、そういう配慮もしていきたいと思っております。以上でございます。

**○副委員長（小宮けい子君）** 高橋委員。

**○委員（高橋都君）** ありがとうございます。認定が少しずつ進んでいるのかなと思うんですけども、今後の研修とかでいろんなところにまた働きかけていってどんどん増えるかなと思います。ぜひスムーズに地域に展開が進めばいいかなと思いました。

それとあと、学校を主に使うということで、あと地域のグラウンドとか体育館というものも使うということでもいいんですね。ですから、その地域で今まで使っていた方たちと競合するとか、その辺のところの配慮とかというのは教育委員会がどう考えているのかなと思うんですけど、どうですかね。

**○副委員長（小宮けい子君）** 部活動地域展開担当課長。

**○部活動地域展開担当課長** 先ほど申し上げたように、学校施設につきましては、これまで部活動が使っていた施設をこの認定する地域クラブについては優先的に利用していただくように考えておりますが、現在、いわゆる市の施設であったりとか市民センターやスポーツ施設、文化施設につきましては、現在市民の方が利用されているものを押しのけて地域クラブを優先させるというようなことは考えておりません。あくまでも空いているとき、空いている場所を利用していただくということを考えております。以上です。

**○副委員長（小宮けい子君）** 高橋委員。

**○委員長（高橋都君）** そういう場所でするのは、これは指導者の権限でやるということで、別に教育委員会がそれに関わるということではないということではないでしょうか。

**○副委員長（小宮けい子君）** 部活動地域展開担当課長。

**○部活動地域展開担当課長** 実は申請をしていただく段階で、申請書の中に主な活動場所というのを記載していただくようにしております。ほとんどの地域クラブについては、活動する近隣の中学校名が記載されていますので、その中学校にもこちらから御連絡をしたり、または地域クラブの代表者の方から御連絡をしていただいて、調整をした上で学校施設を利用していただくようにしております。ですので、地域の例えば学校施設以外のところでの活動を希望する、

